



第1回レセプト講座へのご質問 (6.22版)

①V○16で、居宅の患者さんでは全てが介護保険優先と書かれてあり私も理解していましたが、「介護保険のみなし指定」を最初から辞退している方や途中から辞退届を出した先生でも要介護認定者にはいわゆる「指導」を医療保険で請求する事は出来ないのでしょうか？ご教授お願いします。

【回答】

介護保険のみなし指定を辞退されている医療機関においては、在宅等で療養中の要介護認定者に対する指導を医療保険で請求することは不可となります。

その場合は再度「指定居宅療養管理指導事業所」の指定申請を行ってください。各都道府県の知事宛に申請します。

②「歯科点数表の解釈」によれば短期入所生活介護を受けている患者に対しては施設訪問診療が可能です。短期入所療養介護を受けている患者について記載がありませんが、いかがでしょうか？

【回答】

ご指摘の通りです。短期入所生活介護を受けている患者に対しての訪問診療は急性症状等発生の場合は訪問診療可能とされています。その場合は「施設、患者として請求します。

その場合は訪問先が介護保険優先施設でも施設扱いとなるため、介護保険での請求は発生しません。

該当レセプト摘要欄に、訪問先：〇〇ホーム ショートステイと記載された方がよいでしょう。



③舌接触補助床について、以前はあった「摂食機能療法を現に算定している患者に対して・・・」の制限は、28年改定でなくなったと解してよろしいでしょうか？

【回答】

摂食機能療法を算定している患者に・・・というのは変更ありません。但し、摂食機能療法を医科の保険医療機関で実施されている患者に対しては、自院で摂食機能療法を行っていなくとも舌接触補助床作成は可能となりました。

その場合、摂食機能療法を行っている医科の医療機関名をレセプトの摘要欄に記載しなければなりません。

④旧義歯を用いた場合は印象・咬合の算定はできますか？

【回答】

旧義歯を用いた場合は印象・咬合ともに算定不可です。

⑤パーキンソン病、ALS、硬膜下血腫、脳挫傷に起因する摂食嚥下障害の場合は保険適応となりますか？

【回答】

嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査による嚥下機能評価によって他覚的に嚥下機能の低下が確認できれば保険適応となります。

自院での評価でなくとも構いませんが、嚥下機能評価を実施した医療機関名をレセプト記載してください。